

夏休み！ジュニアゴルファー応援プランにおける同伴ギャラリーの利用約款

第1条 約款の適用

本約款は、ゴルフをプレーしないギャラリーとして入場するお客様が、安全で快適に当ゴルフ場をご利用いただくため、ご利用条件等を定めることを目的としています。

第2条 同伴ギャラリーの定員

当プランにおける乗用カート定員数は5名までとなります。ギャラリーを入れ、それを上回る人数での入場同伴は出来ません。4名様プレーの場合同伴ギャラリーは上限1名、3名様プレーの場合は上限2名、2名様プレーの場合は上限3名まで同伴が可能です。

第3条 利用約款の成立

(1)同伴ギャラリーを希望するお客様は、当ゴルフ場予約の際に代表者の方がその旨の申込みを行い、本約款を確認の上、フロントで所定の名簿(利用申込書)に署名して頂き、それにより署名者の施設利用をお引き受けいたします。

(2)プレー当日に同伴ギャラリーをお申込みいただいた場合には、ご利用いただけない場合があります。

第4条 同伴ギャラリー利用の拒絶

(1)利用申込書にサインが無い場合。

(2)プレーヤーの同伴が無い場合。

(3)プレーヤーにまぎれてゴルフのプレーや練習、素振りやパター等をした場合。又遅延プレーの原因になる行為をした場合。

(4)著しく好ましくない服装、サンダル・スリッパ・ヒール等の履物で来場したとき。

(5)天災、天候その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。

(6)利用者が暴力団員又は暴力団関係者の場合。

(7)利用者が公序良俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき。

(8)利用者が未成年者で監督者の同意・署名がないとき。

(9)利用者が未成年者でプレーヤー又は他の利用者のなかに未成年者を監督できる者がいないとき。

(10)その他の理由により、同伴ギャラリーの利用について好ましくない事由があるとき。

第5条 同伴ギャラリーの利用継続の拒絶

次の場合には、ご利用の途中においても同伴ギャラリーのご利用をお断りすることがあります。

(1)天候その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。

(2)第4条の該当が後に判明したとき。

(3)本約款のいずれかの条項に違反し、好ましくない行為があったとき。

第6条 未成年者の取扱い

(1)利用申込書の監督者同意書に署名、監督者の同伴が必要になります。

(2)監督者又は他の同伴プレーヤーが、その責任において未成年者である同伴ギャラリー者を常時監督し、事故を起こしたり事故に遭ったりすることにならないよう十分に注意してください。

第7条 金銭・高価品その他携帯品

当コースは、現金、貴重品その他携帯品の紛失及び盗難について責任を負いません。ロッカー及び貴重品ロッカーのご利用は出来ませんが、利用者ご自身の責任において管理をお願いします。

第8条 自動車

当コースは、駐車中のお車に関して一切の責任を負いません。

第9条 危険防止責任とエチケット・マナーの厳守

- (1) 同伴ギャラリーの方は、危険ですのでプレーヤーの前方には絶対に出ないでください。
- (2) その他場内には打球の飛来、素振り中のクラブの接触など様々な危険が起こりえますので、利用者はエチケット・マナーを守り、自己の責任で当コースをご利用願います。
- (3) 万一、当コースの利用の際に他のお客様に損傷を与えた場合、お客様自身の責任において解決していただくことになりますので、十分ご注意下さい。

第10条 乗用カートの利用

- (1) カートの定員を守り同乗してください。
- (2) 乗用カートは自らの責任において乗降、また走行・停止等を行ってください。
- (3) 走行中に手足を出すと危険な箇所がありますので十分注意してください。
- (4) 坂道・急カーブがありますので走行中は常にカートのアームレスト等に掴まってください。
- (5) 停車する際は、斜面その他不安定な場所を避けて停車してください。
- (6) 館内又はカートに掲示しておりますカート利用に関する注意事項を遵守してください。

第11条 損害賠償責任等

- (1) 利用者は、カートに載せた携行品などは自らの責任で管理してください。万一、破損、紛失、盗難等が発生した場合、当社は責任を負いかねます。
- (2) 利用者は、自らの故意又は過失により、カートの利用に伴い、第三者（同乗者を含みます）の生命身体、財産に危害を及ぼした場合、又は、カートその他当社施設を毀損、滅失した場合、自らの責任でその損害を賠償しなければならない。

第12条 火気使用の禁止

火気使用は厳禁です。但し、所定の場所においての喫煙は認めます。マッチの燃え殻、たばこの吸い殻はかならずよく消して灰皿にお入れください。

第13条 当ゴルフ場の責任

利用者が本約款に違反して損害を受けた場合、及び、第三者に損害が発生した場合には、当ゴルフ場は一切の損害賠償責任を負いません。

第14条 施設等に損害を与えた場合

利用者が、故意又は過失により、当ゴルフ場の従業員及び資産（動産並びに不動産）等に損害を与えた場合には、その損害について賠償をしていただきます。

第15条 ゴルフ場への持込品

ゴルフ場に下記のものを持ちこむことをお断りします。

- (1) 動物ペット類、(2) 著しく悪臭を放つもの、(3) 銃砲刀剣類、(4) 騒音を発するもの
- (5) 著しく高価なもの

第16条 個人情報の取扱い

利用者からの個人情報は、当コースの経営会社及び運営会社で定める個人情報に関する取扱いに従い、適切に管理いたします。情報を公表している利用目的の範囲内で、関連会社に開示する場合があります。個人情報の利用中止を希望される方は、コースまでお申し出ください。

以上